

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：増毛町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	91.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	100.3%
本庁係長相当職	105.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	82.7%
26～30年	90.7%
21～25年	87.5%
16～20年	—%
11～15年	104.7%
6～10年	116.0%
1～5年	108.4%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員は含めない。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者になっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の男性の割合は90.2%、住居手当の男性の割合は70.7%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、一方の性別の該当者が1名のため記載なし。
- ・本庁部局長・次長相当職について、該当者が存在しないため記載なし。
- ・本庁課長相当職について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ・勤続年数16～20年について一方の性別の該当者が1名のため記載なし。
- ・36年以上について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ・勤続年数31～35年について、一方の性別の職員に課長相当職がいなかったため差違が大きい。
- ・勤続年数6～10年について、経験年数として取り扱うべき前歴がある職員を中途採用しているため男女の差異が大きい。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。